

ISBN 出版者記号、書籍 J A Nコード申請入力フォーム記載に際して、よくあるご質問

目 次

1.出版者名について

2.カナヨミについて

3.欧文名について

4.住所について

5.電話番号、FAX 番号について

6.本社所在地（法人のみ）について

7.法人種別について

8.ホームページURLについて

9.管理担当者について

10.販売・頒布情報について

11. 出版者記号桁数について

12. 発行形態について

13.書籍 J A Nコード（書籍 2 段型バーコード）について

14.出版者記号発行の時期について

15.申請料金について

1.出版者名について

Q. 出版者と出版社の違いを教えてください。

A. 出版する方は、出版を専業とし営利活動を行う法人、いわゆる出版社だけとは限りません。国を始めとする行政組織や、非営利団体、同好の志が集まる任意団体、または個人の方が私家版を発行することもあります。このため、出版をされるすべての方を表現する言葉として「出版者」を用いています。

Q. 出版者とは著者のことですか。

A. 出版者は出版を行う方（個人、団体、法人を問いません）であり、出版を専業とする法人は「出版社」とも表現します。

著者は、文字通り本または文章を著す方ですから、出版者と著者は別のものだとお考えください。

Q. 個人で本を著述し、発行するために出版者記号を取得したいと考えています。出版者名は私の個人名で登録しなくてはいけないのですか。

A. 個人名で出版者登録をすることは可能です。ただし、登録された出版者名、住所、電話番号はすべて公開情報として開示されますので、ご注意ください。また、登録完了後は、登録出版者名の「取消」もできません。個人名も含めた屋号は永久に残りますので、ご注意ください。（姓が変わられても、出版者名の変更はできません）

出版者名を「屋号」で登録することも可能です。この場合、すでに登録されている出版者名と同じ屋号は登録できません。ホームページにある「登録出版者の検索」をご参考にしてください。

なお、正式法人名称（(株)〇〇社等）以外の登録はすべて屋号扱いです。（(株)〇〇社出版局等）屋号で登録された場合、組織名称が変更になったとしても、出版者名の変更はできません。このように、一度屋号（または個人名）で登録をした出版者名の変更は一切認められませんので、「とりあえず登録しよう」ではなく、慎重にお考えの上ご登録ください。

出版者名を登録されると、問い合わせや郵便物が出版者名のみで送られてくることがあります。郵便受けにも、必ず出版者名を表示してください。

Q. 出版者名に任意の記号（☆、♡など）を登録できますか

A. 登録可能な文字は、法務局での登記可能な文字に準拠させていただいています。任意の記号には対応しておりませんので、ご注意ください。

Q. 特定非営利活動法人ですが、略称（NPO）で登録することは可能ですか。

A. 法人は登記上証明できる正式名称での登録をお願いしています。正式名称以外の登録はすべて「屋号登録」扱いとなり、登録後の出版者名称変更は一切できませんので、ご承知おきください。

2.カナヨミについて

- Q. 特定非営利活動法人ですが、ヨミはどのように表記すればいいのですか
- A. カナヨミに法人種別は不要です。組織名称（商号）のみをご記入ください
- Q. カナヨミを正しく入力しているはずなのですが、「カナヨミの入力欄に全角カタカナ以外が入力されています」と表示され、入力フォームを送信できません。
- A. カナヨミ欄にスペース（空白）を入力していないでしょうか。スペースはカナと認識いたしませんので、詰めて入力してください。

3.欧文名について

- Q. 正式な欧文名を設定していませんが、どのように表記すればいいのですか
- A. 欧文名はロンドンにある ISBN 国際本部のホームページに公開されます。個人名や固有名詞はローマ字表記で構いませんが、「センター」「株式会社」などは「center」「Co.,Ltd.」など、英語表記でご記入ください。
- また、欧文名は英語用アルファベットのみ対応しています。英文でのご登録をお願いします。

4.住所について

- Q. 個人宅も公開しなくてはいけないのでしょうか
- A. はい、事業所住所は公開情報であり、登録の必須条件です。
- Q. レンタルオフィスやシェアハウスの住所は登録できますか。
- A. レンタルオフィス（いわゆるバーチャルオフィス等）、シェアハウスの登録は受け付けておりません。専用の事務所をお持ちでないかたは、ご自宅の住所、または実際の事業所として活動する住所を登録してください。出版者登録後、レンタルオフィスでのご申請が明らかになった場合、登録を取り消させていただくこともありますので、ご注意ください。
- Q. 同じ住所が登録されている、として入力が受け付けられません。複数の事業所が入居するオフィスビルでの登録はできないのですか。
- A. 重複登録をお避けいただくために、エラー表示をさせていただいています。恐れ入りますが、日本図書コード管理センター（電話：03-3267-2301、受付：平日 10：00-16：00（昼 12：00—13：00 を除く））まで、お問い合わせ下さい。
- Q. 個人で登録をしたいのですが、勤務先の住所と電話番号を登録することはできますか。

- A. 勤務先の事業として出版活動をされる場合を除いて、勤務先等の住所を登録することはできません。個人宅等の登録をお願いいたします。

5.電話番号、FAX 番号について

Q. 電話番号は非公開で登録できますか

- A. 電話番号の公開は必須条件です。非公開の受付はできかねますので、ご承知おきください。

Q. 固定電話がありません。携帯電話や IP 電話の登録はできますか

- A. できます。

ただし、登録する電話番号は、活動する事業所（個人宅も含みます）の連絡先という性格上、例外なく公開いたします。ご諒解の上ご申請ください。

Q. 転送電話での登録は可能ですか。

- A. 登録住所に設置されている電話番号のみ、登録可能です。外出時等にご自身の携帯電話等に転送されるようになっている場合は、ご相談ください。

Q. なぜ公開情報欄以外にも携帯電話番号を記入する欄があるのですか。

- A. 急ぎの事務連絡を行う際、もしくは管理担当者様が留守がちな場合に備えて、ご記入をお願いしています。緊急連絡用の携帯電話番号は非公開です。

Q. FAX を持っていません。登録可能でしょうか。

- A. FAX は必須事項ではありませんが、事務連絡や書店等との連絡に使うことがあります。できるだけご登録されるようお願いいたします。

6.本社所在地（法人のみ記入）について

Q. 法人は必ず所在地住所を登録しなくてはいけないのでしょうか

- A. 登記上だけの所在地は登録しないでください。

7.法人種別について

Q. 法人ではありません。どのように記入すればよいのでしょうか。

- A. すべての方に選択をしていただきます。法人以外の方は「法人種別なし」を選択してください。「個人事業」とか「NPO団体」等の記入は不要です。

8.ホームページURLについて

- Q. ホームページを持っていません。何のために記入するのでしょうか。
- A. 当センターのホームページは数多くの書店（市場）関係者が閲覧しています。ホームページで出版物の情報を掲載されている場合には、宣伝の1ツールになります。ホームページをお持ちでないかたは、記入する必要はありません。開設された場合は、登録後「変更届」をご提出いただくことで、情報の追加修正をすることが可能です。

9.管理担当者について

- Q. 私は1担当者なので、氏名を公開したくありません。代表者（社長等）を登録しても構いませんか。
- A. 管理担当者は、なるべく出版実務を担当される方をご登録ください。代表者の方を登録されても構いませんが、申請書の内容確認は、登録された方にさせていただきますので、あらかじめご承知おきください。なお、管理担当者名（個人名、組織・役職）、担当者電話（携帯、メールアドレスを含みます）は、公開いたしません。

10.販売・頒布情報について

- Q. 一つしか選択できないのですか。様々な市場で販売しようと思っています。
- A. 主たる販売（予定）先を選択してください。取次経由書店販売や書店直卸を選択された場合、その他の販売方法（WEB書店、ネット販売、読者直販、会員頒布等）も含まれると、お考えください。なお、非売品には書籍JANコード（書籍2段型バーコード）は表示できません（流通のためのコードだからです）。ISBNコードと書籍JANコードの違いについては「13.書籍JANコード（書籍2段型バーコード）について」をご参照ください。

11.出版者記号桁数について

- Q. 記号を使用するための期限はありますか。専門出版社ではないので、コードを使い切ることができるか、わかりません。
- A. 新たにISBN（出版者記号）を取得される方は、7桁もしくは6桁の記号を選択することができます。7桁記号には1桁の書名記号（0～9）が、6桁記号には2桁の書名記号（00～99）が付属しています。どちらの記号を取得されるかは、貴方の出版計画によって決定してください。なお、ISBNコードには使用期限はありません。更新料金も現在は設定していません。（更新費用が発生するのは「書籍JANコード」です）

12. 発行形態について

Q. 三種類しか選択できないのですか。

A. ISBNコードは書籍（図書）に付与するコードです。付与可能な媒体は、製本された書籍（紙媒体）、電子書籍、オーディオブック（朗読が記録された媒体等）等制限があります。

製本されていない印刷物、雑貨、ゲーム、カード類、映像、音楽、その他付録そのものにISBNコードを付与することは禁じられていますので、今一度ISBNを付与できる出版物であるかどうかを確認してください。

13.書籍 JAN コード（書籍 2 段型バーコード）について

Q. 書店で販売する予定はないのですが、WEB 書店での販売を考えています。書籍 JAN コードは必要ですか。

A. ISBN コードや書籍 JAN コードは、それ自体が無くても出版活動は可能です。ただし、市場によっては両方、または ISBN のどちらか（書籍 JAN コードのみの登録はできません）が、必要な場合があります。流通を考えている市場に直接ご確認ください。

ちなみに、新刊書店（WEB 書店は除く）で出回っている新刊の、ほぼ 100%に ISBN コードと書籍 JAN コードが表記されています。

Q. 書籍 JAN コードだけを取得できますか

A. 書籍 JAN コードは ISBN コードを含む日本図書コードから作成します。このため、書籍 JAN コードだけを取得することはできません。

Q. すでにGS1 事業者コード（JAN 企業コード）を持っています。書籍 JAN コードに使用できますか。

A. GS1 事業者コードと、書籍 JAN コードは異なるものです。単行出版物にバーコードを表示する場合は、必ず書籍 JAN コードをご申請ください。

Q. 書籍 JAN コードは、どのように私に提供されるのですか

A. 書籍 JAN コードは、ISBN 出版者記号と違い、コードそのものを出版者に送付したり、当センターがバーコードを作成し、ご提供したりするものではありません。3 年間ご使用される権利を「一般財団法人 流通システム開発センター」が「貸与する」という形をとります。詳細につきましては、当センターのホームページで公開している『利用の手引き』をご参照ください。

Q. 売上高は公表したくありません。

A. 公表いたしません。ただし、書籍 JAN コードの利用料金の基準値になりますので、ご申請の際は、ご記入が必須条件です。書籍のみの売り上げですので、前年度の売り

上げがない場合は「0万円」とご記入ください。

Q. 出版開始年月が決定していません。

A. 予定で構いませんので、ご記入ください。発行時期が遅れても再申請の必要はありません。

14.出版者記号発行の時期について

Q. このフォームを送信してから約2週間(15日間)で出版者記号が発行されるのですか。

A. 違います。当センターが、送信していただいた内容に(記入漏れ等)不備がないかを確認後、ご登録のメールアドレス宛に、申請書を(PDFファイル添付で)お送りいたします。

ご申請者は、その申請書を印刷出力していただき、必要な金額をお振込みいただいた(金融機関の)受領書のコピーを添付し、捺印された上で、その申請書を当センターまでご郵送ください。

郵送していただいた申請書につきまして、内容の確認と、簡単な審査をさせていただくために、当センターから「申請いただいた電話」にお電話いたします。その内容確認が終了し、**当センターの営業日にして15日ほど**いただいた後、ヤマト運輸DM便でお送りする「出版者記号のご案内」が含まれる書類に、出版者記号が記載されますので、その記号をご利用ください。

15. 申請料金について

Q. 全部で費用はいくらかかりますか。

A. ISBNコードは、申請される出版者記号の桁数で変わります。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

書籍JANコードの料金は、前年1年間(法人は前年度)の書籍売上(書籍JANコードを使用してもしていなくても、発行発売した売り上げの総額)によって違います。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

以上

2015年1月

2015年7月改訂

2015年12月改訂

日本図書コード管理センター